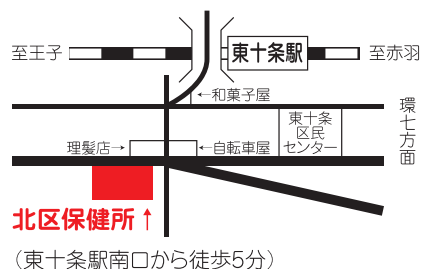


お問い合わせ先

東京都北区保健所

生活衛生課 生活衛生係
〒114-0001 北区東十条2-7-3
電話(3919)0431
FAX(3919)3308



飼い犬の登録・注射済票及び変更手続きの届出窓口

北 区 保 健 所 生活衛生課	東十条2-7-3
王子区民事務所	王子本町1-2-11 北区役所第2庁舎1階
赤羽区民事務所	赤羽1-1-38
滝野川区民事務所	西ヶ原1-23-3 滝野川会館1階

マイクロチップ情報登録の手続きサイト

ホームページ <https://reg.mc.env.go.jp>

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」(環境省)

環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会

☎(6384)5320



※マイクロチップ情報登録をしている犬の変更等手続き、
これからマイクロチップ情報登録をする手続きのサイトです。

※狂犬病予防注射済票の交付は保健所または区民事務所での手続きです。

愛 犬 手 帳

令和8年1月発行

刊行物登録 番号7-3-045

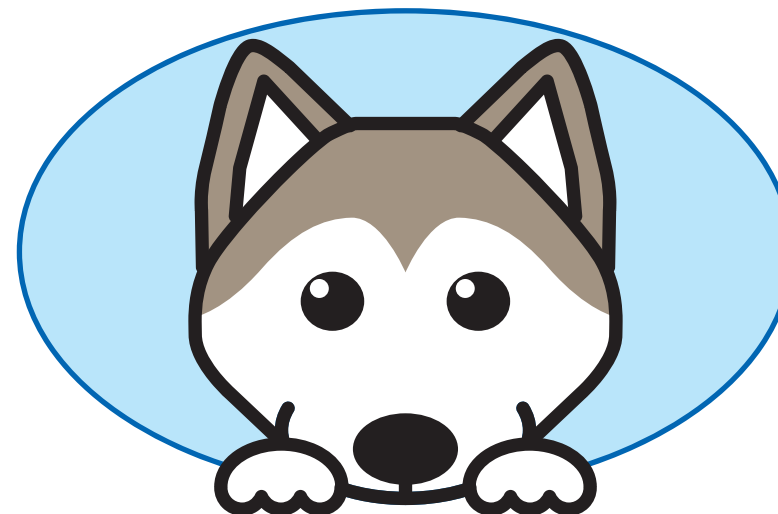
編集・発行 北区保健所 生活衛生課

〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号

電話：03 (3919) 0431

～愛情はたっぷりと 責任はしっかりと～

愛犬手帳



この手帳は、家族の一員として愛犬と快適に
暮らしていくための情報をまとめたものです。
愛犬を生涯飼い続けられるようご活用くだ
さい。

東京都北区保健所

目次

1. 愛犬の写真・記録 …… P2
2. 飼い犬の登録(一生に1回) …… P3
3. 狂犬病予防注射(毎年1回) …… P3
4. 飼い犬が人を咬んでしまったら(咬傷事故)… P4
5. 飼い犬の登録・変更・死亡の届出… P5
6. 飼い主の方へのお願い… P7
7. 日頃から備えていますか?ペット防災… P8
8. 飼い犬が行方不明になったら… P9
9. やむを得ず飼い犬を飼えなくなったら… P9
10. 知っておきたい動物の法律… P10
11. 動物由来感染症… P11
12. 狂犬病予防注射等の記録… P12
13. 北区内の動物病院… P13
14. (参考)東京都の動物関連施設… P14

1 愛犬の写真・記録



(ここに写真をお貼り下さい)

愛犬の記録	呼び名		鑑札番号	年度第	号	
	種類		マイクロチップ番号			
	毛色		生年月日	年	月 日	
	性別	オス・メス	不妊去勢	手術済	・ 未実施	
	体格	特大・大・中・小 (kg位)				
	特徴					
飼い主	住所					
	氏名					
	連絡先					

飼い主の氏名や住所などが変更になったら届出が必要です。
P 5～6をお読みください。

2 飼い犬の登録(一生に1回)



区公式HP

狂犬病予防法により、犬を飼い始めたら、30日以内に登録しなければなりません。
※生後90日以内の場合は90日を経過した日から30日以内

鑑札 マイクロチップ



犬の登録は、鑑札もしくはマイクロチップの情報登録により行います。詳しくはP5～6をお読みください。
環境省Webサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で情報登録をしたマイクロチップは鑑札とみなされるため、鑑札の交付はありません。

3 狂犬病予防注射(毎年1回)



区公式HP

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、毎年1回狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けなければなりません。

注射済票



(色は毎年変わります)

狂犬病予防注射の接種及び注射済票の交付については、**【1】 【2】**をお読みください。
注射済票交付手数料：550円/1頭(再交付：340円/1頭)
P12に注射接種歴を記入しておきましょう。

【1】狂犬病予防注射の接種と同時に注射済票の交付を受ける場合

※詳しくは、ホームページもしくは保健所から3月頃に発送するお知らせでご確認ください。

- 定期集合注射 (公社)東京都獣医師会北支部・北区保健所で実施
実施日：例年4月 実施場所：区内施設の駐車場等
- 獣医師会加盟動物病院 (公社)東京都獣医師会北支部の協力により実施
実施期間：4月1日～6月30日 実施場所：区内の獣医師会加盟病院(P13参照)
注意事項：保健所から3月頃に発送するお知らせをお持ちの方限定

【2】上記以外の場合

注射接種後、「狂犬病予防注射済証(獣医師発行)原本」及び「手数料」をお持ちのうえ、本冊子裏表紙に記載の届出窓口いずれかで注射済票の交付申請をしてください。

※病気等で狂犬病予防注射を接種できない場合

「ゆうよ診断書(獣医師発行)原本」を本冊子裏表紙に記載の届出窓口いずれかへお持ちください。



交付を受けた**鑑札と注射済票**は犬の首輪等に必ず着けておきましょう。迷子札の役目も果たします。

※環境省 Web サイトに情報登録したマイクロチップは鑑札とみなされます。

4 飼い犬が人を咬んでしまったら(咬傷事故)

こうしょう

犬が人を咬んでしまった場合、飼い主は傷の大小にかかわらず、事故発生から**24時間以内**に保健所へ届け出なければなりません。また、飼い主は、事故発生から**48時間以内**に、狂犬病の疑いの有無について、その犬を獣医師に検診させなければなりません。

※検診を怠った飼い主は、5万円以下の罰金、届出を怠った飼い主は拘留または科料に処されることがあります。

事故発生時の飼い主の行動手順

①被害者のケガの応急処置に誠意を持って対応する。

すぐにきれいな水で洗い流す。
せっけんで洗う。消毒する。
必要があれば医師の治療を促す。

②犬を落ち着かせて隔離する。

③24時間以内に保健所へ届け出る。
まずは電話でご連絡ください。

④48時間以内に動物病院で犬を検診させる。

※検診期間中は狂犬病予防注射を受けられません。

⑤再発防止の対策をとる。

※事故が大きいときは、警察にも連絡しておくといいでしょう。

※なお、保健所では治療費等に関する話し合いの仲介は一切行っておりません。



～日頃からしつけや適切な予防策を講じ、
トラブルを未然に防ぎましょう～

飼い犬が人や他の飼い犬に咬みつきケガを負わせてしまった場合、飼い主は多額の損害賠償責任や刑事罰を問われる可能性があります。

過去の裁判では、「飼い主は犬の不測の行動に出る可能性もあることを前提に監視しておく必要があり、リードをつけていても、飼い主が適切に犬を制御するなどの注意義務を怠った」と認定された事例があります。

普段のお散歩中、すれ違いざまや出会い頭など、相手を咬んでしまうことも起こりえます。

東京都「しらなかつたじゃすまされない 咬傷事故編(2/2)」→



5 飼い犬の登録・変更・死亡の届出

令和4年6月から、環境省 Web サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」（以下、環境省 Web サイト）で情報登録を行うと、マイクロチップが飼い犬の登録（鑑札）としてみなされる制度が始まりました。

これにより、飼い犬の登録手続きは以下のいずれかの方法で行っていただけます。

【1】マイクロチップを装着していて、環境省Webサイトで情報登録をしている場合

登録証明書をお手元にご用意のうえ、環境省 Web サイトでお手続きをしてください。Web サイトについては、本冊子裏表紙に URL と二次元コードが記載されています。

※マイクロチップが鑑札とみなされます。**鑑札の交付はありません。**

このようなき	サイトのメニュー名
購入等で新しく犬を飼ったとき(*) 犬を譲り受けたなど、飼い主が変わったとき	所有者の変更登録 ※手数料がかかります。
犬を連れて北区へ転入したとき	登録事項の確認・変更 ※手数料はかかりません。
北区内で転居したとき	
飼い主の住所や連絡先、氏名などに変更があったとき	
犬の所在地や呼び名、毛色に変更があったとき	
犬を連れて海外へ転出するとき ※あわせて【3】もご確認ください。	登録事項の確認・変更 ※別途手続きが必要な場合がありますので、新住所地の保健所等へ確認してください。 ※北区への届出は不要です。
犬を連れて北区外へ転出するとき	
犬が死亡したとき	死亡の届出

(*) 令和4年6月以降にペットショップやブリーダーから迎え入れた犬は、環境省 Web サイトに登録されており、「登録証明書」が渡されています。

環境省 Web サイトで「所有者の変更登録」を行うと、新しい「登録証明書」が発行されますので、紛失しないよう大切に保管してください。

※「登録証明書」を紛失した場合は、サイトにて再発行が可能です。(手数料がかかります。)

【2】マイクロチップを装着していない、もしくは環境省Webサイトで情報登録をしていない場合

本冊子裏表紙に記載の窓口いずれかでお手続きをしてください。

このようなき	手続き
新しく犬を飼ったとき	新規登録 (3,000 円 / 1 頭) ※令和4年6月以降にペットショップやブリーダーから迎え入れた犬に関する手続きは、【1】をご覧ください。
鑑札を紛失したとき	鑑札再交付 (1,600 円 / 1 頭)
犬を連れて北区へ転入したとき	変更届 ※前住所地の鑑札をご持参ください。 紛失した場合は、鑑札を再交付いたしません (1,600 円 / 1 頭)。
北区外の方から犬を譲り受けたとき	変更届 ※手数料はかかりません。
北区内で転居したとき	
北区内の方から犬を譲り受けたとき	変更届 ※手数料はかかりません。
飼い主の住所や連絡先、氏名などに変更があったとき	
犬の所在地に変更があったとき	
犬を連れて海外へ転出するとき ※あわせて【3】もご確認ください。	北区の鑑札をお持ちになり、新住所地の保健所等へ届出てください。 ※北区への届出は不要です。
犬を連れて北区外へ転出するとき	
北区外の方に、犬を譲ったとき	死亡届
犬が死亡したとき	

【3】犬を連れて海外へ行くとき(または帰国するとき)

国によって輸入検疫制度が異なりますので、農林水産省動物検疫所や各国大使館などへご相談ください。

なお、犬の登録について、渡航の際は北区へ、帰国の際には帰国後の住所地を管轄する保健所等へ届出する必要があります。

※飼い犬が死亡したときの取り扱い

家庭で飼われていた犬が死亡したときは、飼い主が責任を持って取り扱ってください。

●清掃事務所による有料での引き取り (体重25kg未満)

王子地区・赤羽地区にお住まいの方 北区清掃事務所 3913-3141
滝野川地区にお住まいの方 滝野川清掃庁舎 3800-9191

※民営の動物霊園等は、保健所でご案内しておりません。

6 飼い主の方へのお願い

保健所に寄せられる苦情



- ・フン尿の不始末
- ・鳴き声
- ・犬に咬まれた
- ・放し飼い



保健所には様々な苦情が寄せられます。
犬を飼っている方も飼っていない方も、
気持ち良く暮らせるよう気をつけましょう。

◎散歩のルール

- ・散歩の前に自宅で犬のトイレを済ませましょう。
- ・散歩中に路上や電柱などに尿をした場合は、すぐに水で洗い流し、ふきとりましょう。
- ・フンは必ず自宅まで持ち帰りましょう。
- ・犬はリードでつなぎ、散歩の際はとっさの行動に対応できるようリードを短めに持ちましょう。

◎頻繁に鳴く、長時間鳴き続けることがないよう、しつけましょう。

飼い主には気にならない鳴き声でも、迷惑になっている場合があります。

◎犬の鑑札と注射済票は首輪などに必ず着けましょう。

迷子札の役目にもなります。

※環境省 Web サイトで情報登録したマイクロチップは、鑑札とみなされます。



7 日頃から備えていますか?ペット防災

災害はいつ起こるかわかりません。日頃から災害の備えをしておきましょう。

【1】飼い主としての心がまえ

- ① **ペットのための防災用品**を準備しましょう（【2】参考）。
- ② 迷子になったときのために**鑑札**や**注射済票**、**身元のわかる名札**や**マイクロチップ**などを装着しておきましょう。
- ③ キャリーバッグやケージに慣れさせて、速やかに避難できるようにしましょう。
- ④ 避難所では、ペットは飼い主と別の場所で、様々な種類の動物と一緒に過ごします。避難所でのトラブル防止のため、基本的なしつけを実践しておきましょう。万一来備え、ペットの預け先を確保しておきましょう。
- ⑤ 感染症防止のため、**狂犬病予防注射**と**混合ワクチン**等の接種、**寄生虫予防**などをおきましょう。
- ⑥ ペットがパニックにならないよう、人や動物、様々な音や物等に慣らしておき、**基本的なしつけ**もしましょう。

【2】ペットのための防災用品 ※飼い主の責任で準備しましょう

- ・ペットフードと水（5日分以上）、ペット用食器
- ・ペットのトイレ用品（ペットシート、フン袋など）
- ・キャリーバッグ、ケージ、リードなど
- ・ペットの常備薬、療法食
- ・健康の記録（既往歴、ワクチン接種歴など）
- ・ペットの写真複数枚
- ・ペットのおもちゃ
- ・ガムテープ、タオル、ゴミ袋など



【3】避難場所の確認

人やペットの一時的な生活の場となるのが避難所です。あらかじめ避難場所の確認をしておきましょう。また、ペットが負傷した場合には動物病院での治療が必要となります。近隣の動物病院についても調べておきましょう。

8 飼い犬が行方不明になったら

東京都内で迷子になった犬は、東京都動物愛護相談センターで保護されている場合があります。また、保護されている方から、保健所や最寄りの警察署に連絡がはいることもありますので、飼い主さんからお問合せください。

逃がした場所が区境であったり、遠方まで行ってしまう可能性のある場合は、隣接する区の保健所・警察署にもお問い合わせください。

※区保健所では動物の保護や引き取りは行っておりません。

東京都動物愛護相談センター	3 3 0 2 - 3 5 0 7
北区保健所生活衛生課	3 9 1 9 - 0 4 3 1
王子警察署	3 9 1 1 - 0 1 1 0
赤羽警察署	3 9 0 3 - 0 1 1 0
滝野川警察署	3 9 4 0 - 0 1 1 0

※日頃から逃げ出さないように、犬の管理に注意してください。

※鑑札や注射済票の番号から、飼い主が判明しますので、必ず首輪等に付けておきましょう。

※環境省 Web サイトに情報登録したマイクロチップは鑑札とみなされます。

9 やむを得ず飼い犬を飼えなくなったら

動物は、飼い主が責任を持って終生飼育すべきものですが、やむを得ない理由で飼いつづけることができなくなった場合には、次の方法をとってください。

●新しい飼い主を探す

深い愛情をもち、責任ある飼い方のできる新しい飼い主を探し、飼育をお願いしてください。新しい飼い主には、「鑑札」または「マイクロチップ情報の登録証明書」と「狂犬病予防注射済票」を譲り渡してください。

※新しい飼い主が忘れずに、所有者変更の手続きを行ってください。

手続きは P5 ～ 6 をお読みください。

●動物愛護相談センターに相談する（P14 参考）

10 知っておきたい動物の法律

★ 狂犬病予防法

- ①犬を取得した日（生後 90 日以内の場合は 90 日を経過した日）から **30 日以内に登録**しなければならない。
- ②**毎年 1 回、狂犬病予防注射**を受け、**注射済票の交付**を受けなければならない。
- ③**鑑札・注射済票は犬に装着**しておかななければならない。
※環境省 Web サイトでマイクロチップ情報登録をしている犬は、マイクロチップが鑑札とみなされます。
- ④犬が死亡したときや犬の住所、飼い主の住所などに変更があったときは届出なければならない。

★ 動物の愛護及び管理に関する法律

- ①飼い主は、鑑札や注射済票等で動物が自分の所有であることを明らかにすること。
- ②飼い主は、動物を適正に飼養し、健康や安全を保持するとともにその動物が人に迷惑をかけないように努めること。
- ③繁殖を希望しない場合は、適正に飼養するため、不妊去勢手術などの繁殖制限の措置を講ずるよう努めること。
- ④愛護動物を捨ててはいけぬ。
- ⑤動物をみだりに殺したり、傷つけたりしてはいけぬ。

★ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- ①犬を放し飼いにしないこと。散歩の時も確実に保持すること。
- ②適正に運動させ、適切なしつけをすること。
- ③飼育場所は清潔にすること。また、公共の場所や他人の土地を、ふん、尿などで汚したり損傷させないこと。
- ④鳴き声やにおい、抜け毛などでまわりの人々に、迷惑をかけないこと。
- ⑤犬を飼っている旨の標識（犬シール）を出入口付近に掲示すること。
- ⑥飼い犬が人を咬んだ場合は24時間以内に保健所へ届出をして、48時間以内に獣医師の検診を受けること。

11

動物由来感染症

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気のことです。犬を飼うときに注意する主な病気の一例です。

病名	主な感染経路	犬の症状	人の症状
狂犬病	感染した犬に咬まれる	狂そう又は麻痺、昏睡し死亡	発病した場合、神経症状、昏睡死亡
エキノコックス症	感染犬のふん中の病原体が口に入る	多くは無症状	肝腫大、腹痛、肝機能障害
Q熱	尿、ふん、胎盤等の中の病原体の吸入	多くは無症状	インフルエンザの様な症状
パストレラ症	咬み傷、引っかき傷	多くは無症状	傷口が腫れて痛む
レプトスピラ症	尿に接触	腎炎	発熱、肝臓や腎臓の障害
イヌブルセラ症	流産時の汚物、尿等に接触	精巣炎、死、流産	風邪に似た症状
回虫幼虫移行症	フン中の病原体が口に入る	食欲不振、下痢、嘔吐	幼児で肝臓、脳、眼等に障害
皮膚糸状菌症	濃厚な接触	脱毛、フケ	脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う
かいせん	濃厚な接触	強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱毛
カブノサイトファーガ・カニモルス感染症	主に犬や猫による咬み傷、引っかき傷	無症状	まれに重症化すると、敗血症、髄膜炎

〈こんなことに注意しましょう〉

- ① 狂犬病予防注射と混合ワクチンの接種、寄生虫の駆除
- ② 過剰なふれあいは控えましょう（口移しで食べ物を与える、食器の共用、動物と布団で一緒に寝るなど）
- ③ 動物にさわった後や、食事の前には必ず手を洗いましょう
- ④ 動物の体や周囲を清潔にしましょう（敷物等も）
- ⑤ ふん尿はすぐに片づけ、換気を心がけましょう
- ⑥ 動物が無症状でも人に感染する場合がありますので、ペットの定期検診を受けるなど日常の健康管理に注意しましょう

これらのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。

12

狂犬病予防注射等の記録

狂犬病予防注射					混合ワクチン	フィラリア予防薬		
注射年月日		注射済票番号						
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月
年	月	日	第	号	月	日	月～	月



狂犬病のはなし



狂犬病は主に、感染した犬に咬まれることで、傷口から唾液に含まれるウイルスが侵入して感染する人畜共通の病気です。日本では現在、狂犬病の発生は認められませんが、諸外国では感染した多くの方が亡くなっています。狂犬病が万が一日本に持ち込まれた際に、愛犬をまもり人への感染を防ぐためにも、**犬の登録、毎年の狂犬病予防注射を必ず行ってください。**

13

北区内の動物病院

令和7年11月現在

	動物病院名	住所	電話番号
赤	1 フジカケペットクリニック	浮間2-5-26	3965-7708
	2 太田動物クリニック	浮間4-14-1 STOCKレジデンス1F	3966-6875
	③ うすだ動物病院	赤羽北2-13-16 YKスクエアビル1F	3905-3912
	④ 赤羽ペットクリニック	志茂2-50-3 ノヴァ赤羽1F	5939-7858
羽	5 ビジョン動物愛護病院 赤羽院	赤羽西1-30-11 ベルメゾン赤羽103	3905-0102
	6 水野犬猫病院	赤羽西4-39-5	3900-9133
	7 川村動物病院	西が丘1-45-3	3909-4444
	8 とみざわ犬猫病院	赤羽2-52-1 第二山田コーポ101号	3903-4113
	9 なかね動物病院	赤羽2-64-9 松本ビル1階	3903-1883
王	10 中村動物病院	上十条1-9-29	3909-8137
	⑪ 永井ペットクリニック	上十条3-26-10	3908-1155
	12 東十条どうぶつ病院	東十条4-10-1-1F	5944-6681
子	13 王子ペットクリニック	豊島1-22-9	3913-2500
	⑫ 松尾犬猫病院	豊島1-38-9 水口マンション1F	3927-2222
滝	15 gleen animal clinic	滝野川6-28-7 アコルデ滝野川1F	5980-8018
	16 ティアハイムどうぶつ病院	滝野川6-76-9 豊ビル101	5567-4111
	17 西ヶ原ローズ動物病院	西ヶ原1-27-36	6903-4983
	⑬ 青山小動物医院	西ヶ原3-33-20	3940-0417
	⑭ 飛鳥山動物病院	西ヶ原3-64-15 足立マンション1F	5980-9149
川	20 さいとうラビットクリニック	田端5-2-13	3822-0097 ※
	21 フジカワ動物病院	田端新町2-31-7	3819-3708
	22 しん中央動物病院	田端新町2-11-4	6458-2239
	23 ふくしま動物病院	田端新町3-15-12	5692-2022
	24 おく犬猫クリニック	昭和町1-2-22 吉岡ビル1階	5901-9601

○ 公益社団法人 東京都獣医師会 北支部加盟

※ うさぎのみ

14

(参考) 東京都の動物関連施設

東京都動物愛護相談センター

住所 〒156-0056
世田谷区八幡山2-9-11

電話 3302-3507

交通 京王線 八幡山駅下車 徒歩20分(約1.5km)
(京王バス) 希望ヶ丘団地循環で朝日新聞社前下車 徒歩6分
小田急線 千歳船橋駅下車 徒歩30分(約2km)
(小田急バス) 希望ヶ丘団地循環で大東学園下車 徒歩5分
(小田急バス) 梅が丘駅行きで宝性寺下車 徒歩10分

